

初めての議会運営委員会(副委員長)で 10月 19、20 日に議会改革の先進県である北海道議会を調査させて頂きました。



1. 議会運営等について

本県の人口の約 75%、面積は 16 倍の北海道議会の定数は 104 人とほぼ同規模の議会である。自民系 52 人、民主系 37 人他の会派構成で、議長、副議長は自民、民主で分け合っており任期は 2 年間としている(議運正副委員長も同様)。所属議員 4 人以上(本県は 6 人以上)を会派、交渉団体とし、議案提出権(1/12 以上)のある会派を多数会派(大会派)としている。

常任委員会は、総務、総合政策、環境生活、保健福祉、経済、農政、水産林務、建設、文教の 9 委員会、各委員会は 11～12 名で構成されている。また、定例会毎に予算特別委員会を設置している。

代表質問は予算提出定例会及び 9 月定例会に実施(本県は各定例会毎)、一般質問の通告時間は 20 分程度で再々質問までにとどめることを努力目標とし、1 日 6 人を目安としている。その他は概ね本県と同様の運営をしている。

2. 議員提出政策条例の状況について

本県は民主を中心に議員提案条例の取組を進めており、平成 20 年の 4 月に議員提案による政策条例の策定に関する申し合わせを策定、同年 9 月定例会で「愛知県観光振興基本条例」を策定した。道議会では既に平成 16 年に政策に係る議員提案条例についての申し合わせ事項を会長会議決定しており、平成 15 年以降では「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」はじめ 6 条例が成立している。

3. 議会基本条例の制定等議会改革への取組について

北海道議会基本条例は平成 21 年 7 月に制定され、前文、第 1 章総則から、議会の役割及び活動、議員の役割及び活動、道民との関係、知事等との関係、議会改革、第 7 章補則までの 27 条からなっている。特色としては、道民の意向が的確に反映されるよう選挙区や議員定数を不断に見直しを行うこと、必要に応じて委員会を関係市町村に出向いて開催することが出来ること、議員の職務について都道府県議会制度調査会の報告も踏まえ議員の活動の実情に即して規定した点などが挙げられる。

政務調査費は平成 22 年 4 月から 1 件 1 円以上の領収書等の写しの添付を義務付けている。また北海道の財政危機的状況を踏まえ特例措置として政務調査費の 5 万円(本則 43 万円)の減額、開かれた議会の一つとしてメルマガなどを実施している。